

# 会報



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

宮崎県建設業協会機関誌



就業体験(インターンシップ) 平成25年12月3日(火)～12月6日(金)

宮崎農業高等学校 環境工学科 2年 36名

受入企業／(株)川上土木、(株)仲東建設、(株)田村産業、(株)大塚組、(株)ダイニチ開発、原田建設(株)、(有)相生建設、(株)坂口組、(有)児玉工業、(株)川正建設、森都工業(株)、旭洋建設(株)ほか設計会社

現場見学会

平成25年12月3日(火)

写真 宮崎農業高等学校 環境工学科 1年 38名

受入企業／五洋建設(株)、ビーエス三菱・戸敷・山崎特定JV、ランバー宮崎協同組合

2014

9

No.479

# 目次 CONTENTS

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| ●平成26年9月の行事予定                             | 1  |
| ●HP・会員専用サイト掲載項目案内（8月分）                    | 2  |
| ●会員の異動状況                                  | 2  |
| ●宮崎県建設業協会                                 |    |
| 1. 第6回常務理事会を開催                            | 3  |
| 2. 第5回宮崎県県土整備部との意見交換会を開催                  | 5  |
| 3. 「平成26年度公共工事労務費調査説明会」を県内8箇所、県内全業者を対象に開催 | 7  |
| 4. 地域支部活動報告（串間市建設業協会）                     | 8  |
| 5. 宮崎県県土整備部からのお知らせ                        | 9  |
| 6. 協会からのお知らせ①（社会保険未加入対策について）              | 10 |
| 7. 協会からのお知らせ②（土木工事積算基準の改定について）            | 11 |
| 8. 協会からのお知らせ③（九地整入札契約手続きの見直しについて）         | 11 |
| ●雇用改善コーナー                                 |    |
| 1. 「労働時間等設定改善推進助成金」のご案内                   | 12 |
| 2. 「職場意識改善助成金」のご案内                        | 14 |
| ●事業協同組合                                   |    |
| 地域建設業経営強化融資制度について                         | 16 |
| ●技士会                                      |    |
| 1. 平成26年度1級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表          | 18 |
| 2. 平成26年度2級土木施工管理技術検定「実力テスト」受験準備講習会のご案内   | 18 |
| 3. 「監理技術者講習」のご案内                          | 19 |
| 4. 平成26年度JCMセミナー（特別講習）のご案内                | 19 |
| 5. 「おやじの日」現場見学会を開催                        | 20 |
| ●建退共                                      |    |
| 1. 地区別の事務担当者研修会を開催します                     | 21 |
| 2. 建退共加入・履行証明書の発行について                     | 21 |
| 3. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）                      | 22 |
| ●厚生年金基金                                   |    |
| 事業概況（7月分）                                 | 22 |
| ●建災防                                      |    |
| 1. 平成26年度（第65回）全国労働衛生週間について               | 23 |
| 2. 「鉛作業主任者技能講習」の開催について                    | 24 |
| 3. 「建設業職長等指導力向上教育研修会」の開催について              | 24 |
| 4. 平成26年度宮崎県産業安全衛生大会の開催について               | 25 |
| 5. 建災防からの安全メッセージ⑨                         | 26 |
| ●火薬協会                                     |    |
| 平成26年火薬類による事故（速報）                         | 27 |
| ●保証会社                                     |    |
| 1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（7月分）                | 29 |
| 2. 中間前払金制度のご案内                            | 30 |
| 3. 『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』実施期間延長のお知らせ  | 31 |
| ●試験・講習のご案内                                |    |
| 監理技術者講習                                   | 32 |
| ●（公財）建設業福祉共済団からのお知らせ                      |    |
| 建設共済保険加入促進月間の実施に向けて!!                     | 33 |

# 平成 26 年 9 月行事予定

| 日  | 曜 | 県協会・建産連・土木施工管理技士会                                   | 建災防・建退共・厚年基金                                   | 協同組合・火薬協会・保証会社      |
|----|---|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------|
| 1  | 月 |                                                     |                                                |                     |
| 2  | 火 |                                                     | 職長・安全衛生責任者教育（3日まで清武）                           | 火薬類消費場所巡回指導員研修会     |
| 3  | 水 | 1級土木施工管理技術講習会（4日まで宮崎）                               | 建退共本部加入促進対策委員会                                 |                     |
| 4  | 木 |                                                     |                                                |                     |
| 5  | 金 | 宮崎県議会9月定例会開会（10/10まで）                               | 小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育（6日まで延岡）                 |                     |
| 6  | 土 |                                                     |                                                |                     |
| 7  | 日 | 平成26年度上期1・2級建設業経理検定試験                               |                                                | 火薬類取扱保安責任者等知事試験（宮崎） |
| 8  | 月 |                                                     |                                                |                     |
| 9  | 火 | 九建協労務対策委員会（沖縄）<br>全国土木施工管理技士会被災地視察（10日まで）           | 低圧電気取り扱い業務特別教育（清武）                             |                     |
| 10 | 水 | 1級土木施工管理技術講習会（11日まで宮崎）                              |                                                |                     |
| 11 | 木 | 宮崎県建設業協会と九州地方整備局との意見交換会                             |                                                |                     |
| 12 | 金 |                                                     | 車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（13日まで清武）                  |                     |
| 13 | 土 |                                                     |                                                |                     |
| 14 | 日 |                                                     |                                                |                     |
| 15 | 月 | 敬老の日                                                | 敬老の日                                           | 敬老の日                |
| 16 | 火 |                                                     | 基金資産運用検討委員会                                    |                     |
| 17 | 水 | 2級土木施工管理技術講習会（18日まで宮崎）<br>建設業福祉共済団「建設共済」加入促進説明会（串間） | 基金納入告知書発送<br>建退共事務担当研修会（串間）<br>現場管理者統括管理講習（清武） |                     |
| 18 | 木 | 全国建設業協会協議委員会（東京）                                    |                                                | 火薬保安講習（延岡）          |
| 19 | 金 | 宮崎県建設業協会事務局長会議                                      | 高所作業車運転技能講習（20日まで延岡）                           |                     |
| 20 | 土 |                                                     |                                                |                     |
| 21 | 日 |                                                     |                                                |                     |
| 22 | 月 |                                                     | 基金代議員会                                         |                     |
| 23 | 火 | 秋分の日                                                | 秋分の日                                           | 秋分の日                |
| 24 | 水 | 3級建設業経理事務士特別研修（26日まで宮崎）                             | 創立50周年記念全国建設業労働災害防止大会（25日まで東京）                 |                     |
| 25 | 木 | 地区建設業協会女性部研修会                                       |                                                |                     |
| 26 | 金 | 県協会第7回常務理事会、県土整備部との意見交換会                            | 不整地運搬車運転技能講習（27日まで清武）                          | 組合審議委員会             |
| 27 | 土 |                                                     |                                                |                     |
| 28 | 日 |                                                     |                                                | 火薬保安講習（日南）          |
| 29 | 月 | 九建協会長会議、専務・事務局長会議（福岡）                               |                                                |                     |
| 30 | 火 |                                                     | 振動工具取扱作業従事者安全衛生教育（清武）                          |                     |

## 県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（8月分）

【ホームページ】

| 項 | 目                                      | 所 管      | 形 式  |
|---|----------------------------------------|----------|------|
| 1 | 建設業若年者入職促進・人材育成事業（地域人づくり事業）協力事業者募集のご案内 | 宮崎県建設業協会 | html |
| 2 | 第56期決算公告                               | 宮崎県建設業協会 | PDF  |

## 会員の異動状況

【新規加入会員】

| 地区名 | 会 社 名           | 代 表 者 名 |
|-----|-----------------|---------|
| 日 南 | (有) 永 倉 造 園 土 木 | 永 倉 守   |
| 小 林 | (有) 椎 屋 水 道     | 椎 屋 一 男 |
| 小 林 | (株) 弥 永 緑 地 建 設 | 弥 永 重 俊 |
| 高千穂 | (有) 光 栄 建 設     | 今 村 康 薦 |

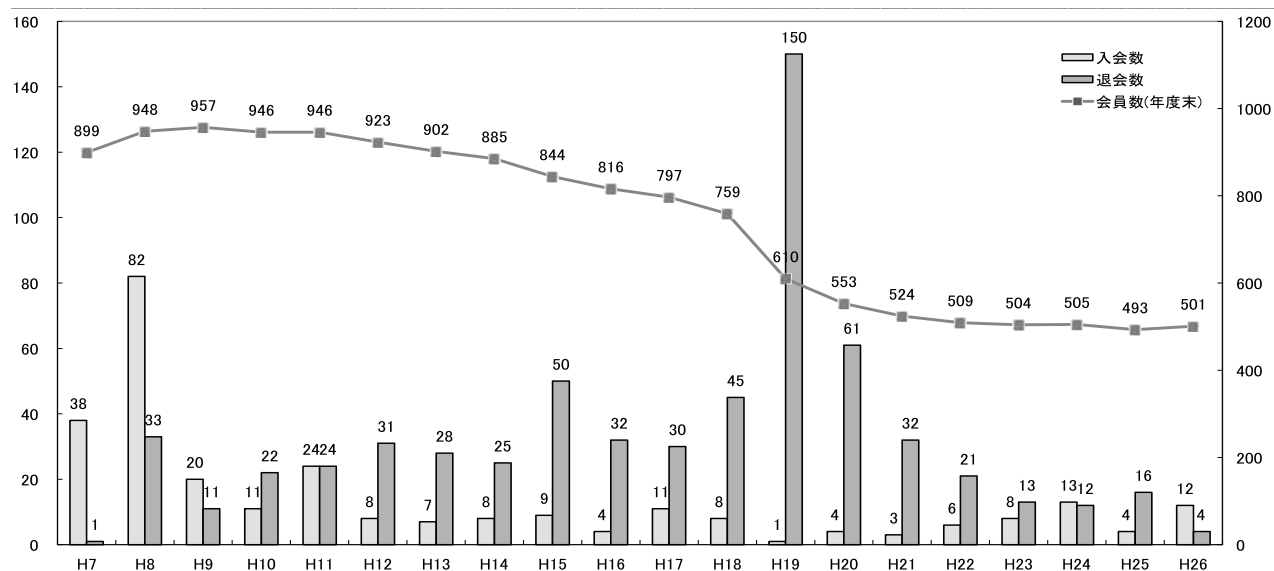
【代表者、組織、所在地等】

| 地区名 | 会 社 名           | 変 更 事 項 | 変 更 前   | 変 更 後   |
|-----|-----------------|---------|---------|---------|
| 宮 崎 | (有) 清 武 鉄 工 建 設 | 代 表 者   | 富 高 敏 紀 | 富 高 紀 昭 |

【退 会】

| 地区名 | 会 社 名       | 代 表 者 名 |
|-----|-------------|---------|
| 東 諸 | (有) 上 床 建 設 | 上 床 秀 夫 |

## 宮崎県建設業協会員数の推移



| 年 度   | H7  | H8  | H9  | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 年度当初  | 862 | 899 | 948 | 957 | 946 | 946 | 923 | 902 | 885 | 844 | 816 | 797 | 759 | 610 | 553 | 524 | 509 | 504 | 505 | 493 |
| 入 会 数 | 38  | 82  | 20  | 11  | 24  | 8   | 7   | 8   | 9   | 4   | 11  | 8   | 1   | 4   | 3   | 6   | 8   | 13  | 4   | 12  |
| 退 会 数 | 1   | 33  | 11  | 22  | 24  | 31  | 28  | 25  | 50  | 32  | 30  | 45  | 150 | 61  | 32  | 21  | 13  | 12  | 16  | 4   |
| 年 度 末 | 899 | 948 | 957 | 946 | 946 | 923 | 902 | 885 | 844 | 816 | 797 | 759 | 610 | 553 | 524 | 509 | 504 | 505 | 493 | 501 |

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退、H26はH26.8.18現在

# 宮崎県建設業協会

## 1. 平成26年度第6回常務理事会を開催

平成26年8月11日（月）午後1時30分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が常務理事全員の出席を報告して開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「各常務理事におかれては、先週末は台風11号の接近のため待機状態になってご苦労をおかけした。

本日は、午前中に建産連の構成団体に対して地域人づくり事業の説明会を実施した。現在、改正品確法の運用指針に対する意見を求められており、業界として大事な時期であるため各地区から意見をいただき協会の活性化をお願いしたい。また、本日付けで水元顧問が辞任されることをご報告する。」と挨拶を述べられ、議事に移った。

議題については次のとおり。



山崎会長挨拶



第6回 常務理事会

### 議題1 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料1に基づき、意見交換会への県土整備部の出席者、県の説明事項等について報告を行い承認された。

### 議題2

#### 改正品確法に係る発注関係事務の運用に関する指針に対する意見について

樫村事務局長が資料3に基づき、7月28日の常務理事会で承認された「発注関係事務の運用指針」に対する本会の意見について、全建への提出期限が8月25日に早まったことを報告した。

議長から、事務局が意見をとり纏めて回覧決済することが提案され承認された。

### 議題3

#### 地域・定例懇談会における本会の提案事項について

樫村事務局長が資料4に基づき、九州建設業協会から8月20日（水）迄に地域・定例懇談会の提案事項について提出依頼あったことを報告した。

7月28日の常務理事会において、本会の提案事項として、国土強靱化基本計画に基づいた当初予算の増額確保と平準化発注について、及び九州の高規格幹線道路網のミッシングリンクの早期解消についての2項目が提案されたことを報告した。

さらに、竹尾副会長から若年者人材確保・育成について追加することが提案され承認された。

### 議題4

#### 地域人づくり事業について

大谷総務課長が資料5に基づき、地区協会における説明会の開催状況及び建設産業団体連合会に対する説明会の実施報告を行った。

募集については、日南地区と日向地区の説明会開催前になるが、8月18日（月）から開始することが承認された。

### 議題5

#### 知事及び県議会等への要望について

樫村事務局長が資料6に基づき、昨年11月に常務理事会で実施した県知事等に対する要望活動を今年も実施するかについて諮った。

今年は、来年度予算の意見書が作成される11月定例県議会の前に、常務理事会で要望活動を実施することが承認された。

## 議題6 その他

**(1) 「おやじの日」開催報告について**

菊池土木農林課長が参考1に基づき、8月2日（土）に開催された「おやじの日」の開催結果を報告した。

堀之内常務理事から、8月22日（金）に会社独自の現場見学会を開催することが報告された。

**(2) 電子納品・施工パッケージに関する九州各県の状況について（九州ブロック土木委員会報告）**

菊池土木農林課長が参考2に基づき、7月29日（火）に開催された九州建設業協会土木委員会の情報を報告した。

**(3) 農業土木委員会開催報告について**

菊池土木農林課長が参考3に基づき、8月4日（月）に開催された農業土木委員会について報告を行い、次回委員会を10月頃に開催することが報告された。

**(4) 建築委員会開催報告について**

大谷総務課長が参考4に基づき、8月6日（水）に開催された建築委員会について報告した。

堀之内委員長から、今後は県土整備部営繕課と意見交換会を行い、その際には県建築協会にも参加を呼びかけることが報告された。

**(5) 労務費調査説明会開催結果報告について**

大谷総務課長が参考5に基づき、公共工事労務費調査説明会の開催結果を報告した。

今年も、調査対象企業に対する最終説明会を10月に開催することが報告された。

**(6) みやざき東京オリンピック・パラリンピック おもてなしプロジェクト講演会開催について**

樫村事務局長が参考6に基づき、講演会が8月24日（日）に開催されるため、おもてなしプロジェクト連携会議の一員として案内を周知することを報告した。

**(7) 宮大330事業寄附金支出について**

樫村事務局長が、3月20日の常務理事会で承認された寄附金について、関係機関の確認を得たため支出を行うことを報告した。

**(8) 九州地方整備局への表敬訪問について**

樫村事務局長が、8月19日（火）に山崎会長が金尾九州地方整備局長を表敬訪問することを報告した。事務局から岡田専務理事が随行することが報告された。

## 議題7 10月常務理事会開催日について

議長が10月10日（金）開催を提案して承認された。

## 2. 第5回宮崎県建設業協会と宮崎県県土整備部との意見交換会を開催

平成26年8月11日（月）午後3時00分、建設会館5階「会議室」において、第5回目の意見交換会が開催された。  
出席者については下記のとおり。

### ◇宮崎県県土整備部

管 理 課：福嶋部参事兼課長、井上課長補佐  
高妻主幹、日高主幹、丸田副主幹、  
川野主査

技術企画課：高橋部参事兼課長、大坪課長補佐  
桑畑主幹、否笠主幹、岩切主幹、  
春田主査

### ◇公共三部共管

工事検査課：永野課長

### ◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、谷口・河野（宏）・  
竹尾副会長、後藤・小野・堀之内・  
淵上・藤元・河野（孝）・甲斐常務理事  
事 務 局：岡田専務理事、樫村常務理事兼事務  
局長、林田・菊池・大谷課長

### 【山崎会長挨拶】

毎月意見交換会にご出席いただきお礼を申し上げます。  
10月に行われる総合防災訓練は、県は主催者として協会  
が参加しやすい対応をお願いしたい。第2四半期中  
盤にさしかかってきたため早めの発注をお願いしたい。  
本会も委員会活動が活発化してきたし、地域人づくり  
事業も始まる。地域人づくり事業は、ワーキンググル  
ープが設置されるようであるが、本会は3役で対応した  
い。また、本日は建産連向けに地域人づくり事業の説  
明会を開催したことをご報告する。



山崎会長挨拶

### 【福嶋部参事兼管理課長挨拶】

台風11号では、災害対応の準備等でご協力をいただき  
感謝を申し上げます。平成25年度補正予算の発注が70%を  
クリアした。今後は平成26年度一般会計予算の計画的な  
発注を土木事務所に要請したい。人材育成についてワー  
キンググループ活動にご協力をいただきたい。



福嶋管理課長挨拶

### ◆県からの情報提供について（説明順）

#### 【建設業における地域人づくり事業ワーキンググループの設置について】（管理課）

- ・地域人づくり事業の事業効率を高める。
- ・幅広く人材育成と確保に係る官民の意見交換の場として活用する。
- ・構成メンバーに教育機関を入れたい。
- ・8月中に立ち上げて適時開催したい。
- ・建設業は、介護・看護・保育と共に厚生労働省の雇用重点4業種に指定されているため、雇用改善対策会議で対応を検討したい。

### ◆意見交換

本会→ワーキンググループは、なぜ建設業に入職者がいないのか原因を把握したうえで発注者も臨んでいただきたい。地域維持型契約について、前回要望した親JVの管理費について回答をいただきたい。

県→現在の単価にも経費率は含まれているが、今後検討していくので改めて説明したい。

道路巡視も業務を分割して単価積算の準備工夫をしている。

# 宮建協

- 本会**→J V構成員を9月までに決めるとのことであるが、管理費が解決しないと業界として対応できない。
- 県**→意見交換会では8月中に工区の分割をお願いした。組合は登録の必要があるため早めをお願いしたい。J Vは入札公告後に構成するため、現段階で構成員は求めてない。9月県議会の常任委員会で目途がついてから説明したい。
- 本会**→地域人づくり事業ワーキンググループは課題を掘り下げて、発注者と受注者が課題を共有しなければならない。
- 県**→実態が把握されていないためワーキンググループで取り組みたいが、本県の人手不足はどのような状況なのか。
- 本会**→不足というよりも高齢化が問題であり、技術者よりも技能者不足が課題である。
- 本会**→ワーキンググループの先が見えないので、ハローワークを含めて具体的な行動をどうするのか議論したい。
- 本会**→建設業がハローワークで求人しても求職者がいない。40才未満の人がどれくらい仕事を求めているのか把握しているのか。
- 県**→昔とは求職者の考え方が違うので求人のミスマッチをなくすためイメージアップから取り組まねばならない。
- 本会**→維持パトロールについて業者は365日見ているため、親J Vが子J Vの面倒をみることになる。親の経費をみていただきたい。
- 県**→J Vについてはまだ決めていないが、連絡体制を円滑にするため親J Vの責任者は必要である。
- 本会**→責任者のための費用が必要ということである。
- 本会**→技術企画課と出先は打ち合わせをしていないのか。
- 県**→業務委託のため現場主任者をつければ常駐する義務がない。
- 本会**→創意工夫についてだが、余計に仕事をした分は創意工夫にされてしまい設計変更でみてもらえない。
- 県**→専門員が担当者を指導して改善したい。
- 県**→設計変更にするか否かは協議で決める。
- 本会**→担当者が現場にでないまま常席になるから書類が増えてくる。
- 県**→若手の技術力不足は認める。施工計画書の打ち合わせは行うが、中身の指導まで行っていない。
- 本会**→工程を共有するため、ワンデーレスポンスが施工計画書に入っている。
- 本会**→創意工夫として採用されたのか、されなかったのか不明で、また、その基準がわからない。
- 県**→情報開示請求ができる。
- 本会**→地域人づくり事業ワーキンググループをどう活動



県土整備部との意見交換会

していくのか、しっかり検討していただきたい。

- 本会**→卒業後地元に残る学生が少ないため、県は学校の事情を調査していただきたい。
- 県**→当面そして将来の課題を解決するため、学校現場との連携が必要である。また、土木系の減少については、普通科から掘り起こすためのアイデアをワーキンググループで検討したい。とにかく継続的な取り組みが必要である。
- 本会**→雇用すれば工事が増えるのか。総合評価落札方式のなかで新たな採用ができるのかといった課題がある。
- 県**→意見は理解できるが、公共事業のあり方を工事がないなかで知恵をしぼるしかない。
- 本会**→ワーキンググループにおいて現実をよく検討していただきたい。

以上、午後4時00分、意見交換会を終了した。

### 3. 「公共工事労務費調査説明会」を県内8箇所、 県内全業者を対象に開催

公共工事の積算に用いられる設計労務単価は、毎年、国が実施する公共工事労務費調査において決定される。しかし、その単価も平成11年度頃をピークに年々減少しており、昨今の入札制度改革や建設投資の大幅な減少が労務単価の減少に拍車を掛け、価格競争の激化、安値受注、利益低下、賃金低下、労務単価の低下、予定価格の低下といった悪循環に陥っており、この負のスパイラルが業界を更に疲弊させている。

また、この調査の実態として、全体で34.4%の標本が「就業規則等の未提出」、「所定労働時間が法定労働時間以内であることが確認できない」、「賃金台帳等に受領印がない」等から棄却されている状況であり、その率を減少させることも改善の一つであると言われている。

本会においては、こういった状況を鑑み、実態に即した職種の選定や所定労働時間、実物給与、下請けへの指導など、調査票の記入も含めて正しく理解していただくために「公共工事労務費調査説明会」を宮崎県建設業協会主催、宮崎県県土整備部共催のもと平成23年度より実施（会員企業向けの説明会は22年度より実施）しており、本年度も三宅昌規講師（TM安全労務企画代表：大分）をお招きして、県内約4,600業者を対象に参加を呼びかけ、棄却率の減少や雇用改善の管理・徹底の推進を図った。

研修会は、7月14日から7月29日にかけて県内8箇所において開催し、約900社（名）が受講した。

また、本年度は、労務単価が上昇したことを受け、社会保険の加入や技能労働者への適正な水準の賃金支払い、フォローアップ7月調査についても併せて周知・指導を図った。



三宅昌規講師  
(TM安全労務企画代表)



宮崎会場

#### 有効標本率、棄却率(10月調査)

| 県名  | 有効標本率 |       |       | 棄却率   |       |       |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|     | H23   | H24   | H25   | H23   | H24   | H25   |
| 宮崎  | 73.3% | 69.1% | 68.9% | 26.7% | 30.9% | 31.1% |
| 鹿児島 | 72.7% | 69.3% | 75.7% | 27.3% | 30.7% | 24.3% |
| 九州  | 65.8% | 64.4% | 63.8% | 34.2% | 35.6% | 36.2% |
| 全国  | 65.5% | 65.6% | 65.4% | 34.5% | 34.4% | 34.6% |

※全体100%（有効＋棄却）

#### H26説明会参加者数

| 会場  | 会員(社) | 非会員(社) | 計(名) |
|-----|-------|--------|------|
| 宮崎  | 50    | 202    | 252  |
| 日南  | 37    | 30     | 67   |
| 都城  | 40    | 78     | 119  |
| 小林  | 31    | 38     | 69   |
| 高鍋  | 21    | 40     | 61   |
| 日向  | 45    | 90     | 138  |
| 延岡  | 29    | 123    | 152  |
| 西臼杵 | 9     | 13     | 22   |
| 計   | 262   | 614    | 880  |

## 4. 地域支部活動報告（串間市建設業協会） 「ドボジョミーティング」開催

土木系女性技術者等による「串間の建設業の明日を考える“ドボジョミーティング”」が、平成26年7月31日に串間市建設会館において開催された。

出席者及び意見交換会内容は下記のとおりである。

### 1 出席者

県土整備部 4名（うち女性 1名）  
串間土木事務所 3名（うち女性 1名）  
串間市建設業協会役員 2名、青年部役員 5名  
女性部役員 3名、建設業者女性社員 5名  
計22名（うち女性10名）



### 2 内容

#### ○串間市建設業協会の土木PR、担い手確保に向けた取り組み

（協会青年部作成土木PR DVD上映）

#### ○建設業に関する雇用状況について

（県土整備部）

#### ○意見交換会

（テーマ：建設業の担い手育成・確保に向けて）

##### ◇女性技術者の主な意見

- ・独身時代は忙しい時期等は残業もしていたが、出産・子育てにより家庭と仕事の両立が難しいとつくづく思う。
- ・建設業に従事する前は男の仕事だと思っていたが、やってみたら大事な仕事であり、やりがいのある仕事だと思っている。
- ・出産・子育てによる主任技術者、現場代理人の現場常駐緩和等の環境整備はできないか。

##### ◇その他の意見

- ・若いうちから建設業に興味を持ってもらう為に、高校生だけでなく中学生にもPR活動を行ったらどうか。
- ・出産・子育てに対するサポートが出来るようになれば、女性の建設業への進出がもっと増えるのではないかな。
- ・県の委託事業である建設業若年者入職促進・人材育成事業を活用し、雇用拡大を図ってはどうか。

## 5. 宮崎県県土整備部からのお知らせ

建設業者の新分野進出を支援します！

### 平成26年度建設産業経営力強化支援事業について

#### 1 事業の目的

県内に本店(主たる営業所)を有する建設業許可業者(以下「建設業者」という。)が建設業に軸足を置きながら、新分野への進出等に取り組むために必要な経費に対し支援することにより、県内建設業者の経営力強化を図ることを目的として実施しています。

#### 2 対象となる事業

##### (1) 経営革新プラン策定

→ 新分野進出や企業間連携を図るための事業計画策定等

##### (2) 新分野定着促進事業

→ 新分野への進出・定着を図るための事業

##### (3) 共同販売促進事業

→ 団体で実施する販売促進事業

以上の事業に要する報償費、販路開拓費、設備整備費等に対し支援します。

#### 3 補助対象者

上記(1)、(2)については建設業者、(3)については建設業者が総構成員の2分の1を超える団体が対象となります。

#### 4 補助率(額)

補助対象となる経費の2分の1以内で、1件あたり100万円を限度として補助します。ただし、経営革新計画の承認を受けた企業については250万円を限度額とします。

#### 5 申請方法

受付期間、様式及び交付要綱等は、宮崎県庁のホームページにてご案内しています。  
(URL: [http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/doboku/kanri/kensetsu\\_kassei/nittei.html](http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/doboku/kanri/kensetsu_kassei/nittei.html))

申請書類は下記提出先まで持参又は郵送にてご提出ください。

ご不明な点等がございましたら、お気軽にご相談ください。



#### 【提出先及び問い合わせ先】

宮崎県県土整備部 管理課 建設業担当  
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
TEL 0985-26-7176 FAX 0985-26-7312

## 6. 協会からのお知らせ①（社会保険未加入対策について）

### 基本問題小委員会における提言（社会保険未加入対策関係） 国土交通省

#### 1. これまでの中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会における提言

- ①行政・元請企業による加入指導、法定福利費確保に向けた取組等の総合的な対策を推進すべき
- ②平成29年度を目途に、事業者単位では許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入を目指すべき

#### 2. 総合的対策の推進

国土交通省においては、平成29年度を目途に目標を達成するため、これまでに以下のような総合的対策を推進

- ①行政・元請企業・下請企業等の関係者が一体となった推進体制（社会保険未加入対策推進協議会）の整備
- ②建設業法施行規則等関係法令の改正（平成24年5月公布）
  - ・建設業の許可申請書類、施工体制台帳の記載事項等への記載事項追加、経営事項審査における社会保険未加入業者への減点措置の厳格化
- ③社会保険加入状況の把握、確認・指導等
  - ・公共工事労務費調査を活用した加入状況の把握・公表
  - ・建設業担当部局における建設業許可・更新、経営事項審査、立入検査時の加入状況の確認・指導、保険担当部局への通報
- ④建設企業における取組の推進
  - ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の策定（これを踏まえ、元請企業が下請企業の保険加入状況を把握、加入指導）
  - ・社会保険加入促進のためのポスター・リーフレットの作成・配布等による周知・啓発
- ⑤法定福利費の確保
  - ・公共工事設計労務単価の改訂等により必要な法定福利費（事業主負担分・本人負担分）の額を公共工事の予定価格に反映
  - ・各専門工事業団体による法定福利費が内訳明示された標準見積書の作成、活用（平成25年9月から一斉に活用開始）

#### 3. 今後取り組むべき対策の方向

##### 現 状

- ①社会保険等への加入状況：企業別87%、労働者別58%（平成24年度公共工事労務費調査、3保険への加入率）
- ②東日本大震災からの復旧・復興等による建設投資の回復
- ③国民負担による必要な法定福利費額の公共工事の予定価格への反映

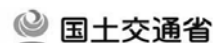
今こそ更に取組を加速化する必要性

##### 今後の対策の方向性

これまで講じてきた総合的対策の推進に加え、

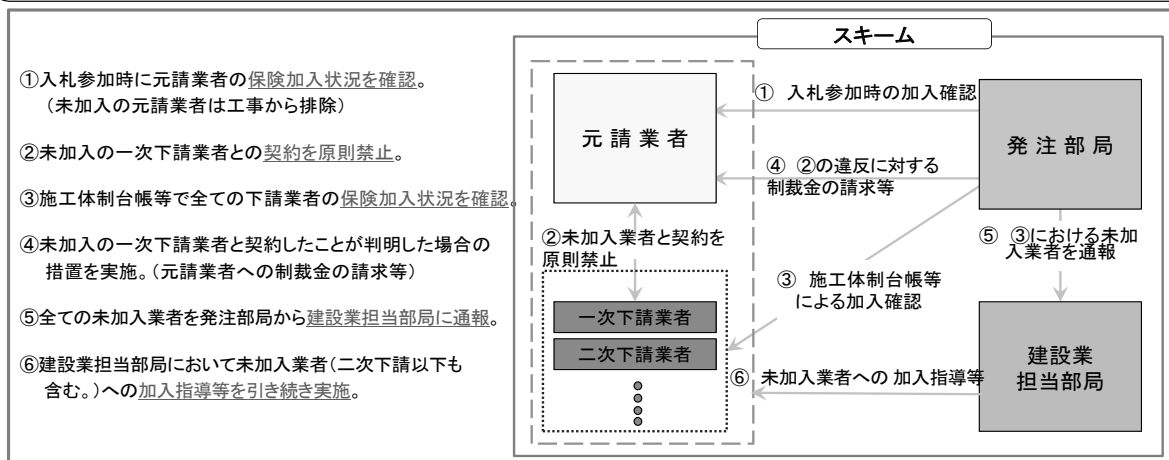
- 公共工事の施工に関し、社会保険未加入業者に対する厳正かつ適切な指導監督を強化するとともに
- 公共工事において元請業者・一次下請業者から社会保険未加入業者を排除

### 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策



- 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、
  - ・社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。
  - ・元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。

（※）建築一式工事の場合は4500万円



- 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。

- 上記内容に付き、平成26年5月16日付けで地方整備局等宛に通知を発出。また、同日付けで、地方公共団体に対し、当該通知を参考送付し、同様の取組の検討を促した。

## 7. 協会からのお知らせ② (土木工事積算基準の改定について)

平成26年度 土木工事積算基準 改定概要(4月1日適用) 国土交通省

### ■主な改定のポイント

施工実態を反映し、土木工事積算基準を次の通り、改定を行う。

- ①維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直し
- ②間接工事費率(共通仮設費率、現場管理費率)の見直し(施工箇所点や小規模施工に対応)
- ③工事一時中止に伴う費用の算定方法を見直し
- ④東日本大震災被災3県専用の積算基準の一部見直し

#### ①維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直し

- ・橋梁補修関係の3工種の歩掛を新設  
(断面修復工、ひび割れ補修工、表面被覆工)
- ・切削・パイル工、堤防除草工、道路除草工の歩掛見直し
- ・全面改定15工種、一部改定22工種
- ・建設機械等損料の改定



#### ②間接工事費率の見直し

- ・間接工事費を算定する、工事箇所の単位を直径5kmから1km程度に見直し
- ・小規模施工の実態に合わせるため、より小規模の工事の間接工事費率を設定

| 共通仮設費率(下乗地) |              |
|-------------|--------------|
| 現行率式対象額下限 → | 800万円 16.64% |
| 見直し         |              |
| 改定率式対象額下限 → | 200万円 28.48% |

#### ③工事一時中止に伴う費用の算定方法の見直し

- ・工事一時中止に伴い増加する費用の算定に用いる経費率を現行の率から20%割増し
- ・新たに基本計上費用を計上  
(土木一般世話役×中止日数)

#### ④東日本大震災被災3県専用の積算基準の一部見直し

- ・土工【3工種】  
ダンプトラック不足等→日当り作業量低減を10%から20%に見直し
- ・コンクリート工【29工種】  
セメント供給不足等 →日当り作業量低減10%を継続
- ・建設機械等損料の維持修理費率を5%割増し

## 8. 協会からのお知らせ③ (九地整入札契約手続きの見直しについて)

### 国土交通省 九州地方整備局の入札契約手続きの見直しの実施方針について

平成24年10月、公正取引委員会は、高知県内の入札談合事案に関して事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行うとともに、国土交通省に対し、入札談合関与行為等防止法に基づく改善措置要求を行った。

国土交通省では、当面の再発防止対策を取りまとめ、入札契約手続きに関しては、

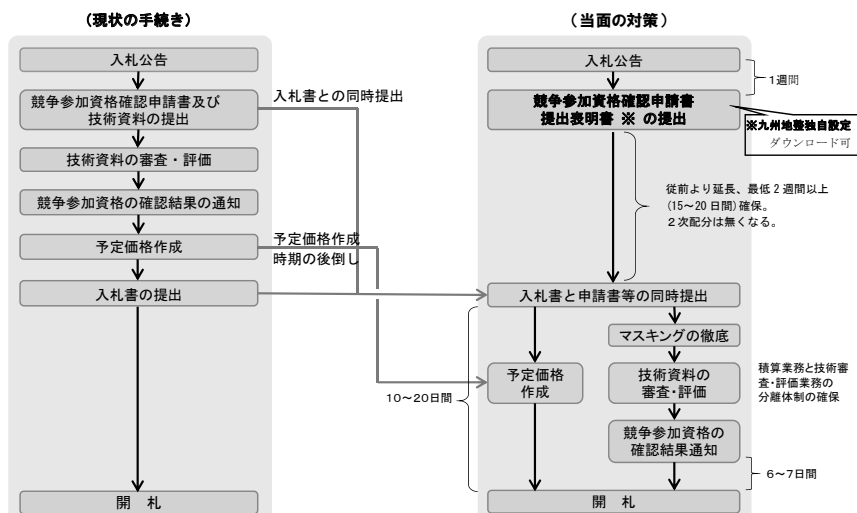
- (1) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底
- (2) 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など不正が発生しにくい制度への見直しを検討

#### 【実施方針】

◆分任官発注で施工能力評価型を適用する一般土木工事のうち予定価格が6千万円以上3億円未満の工事において、当面の再発防止対策を踏まえた手続きフローにより実施する。

◆平成26年4月1日以降に入札手続きを開始する工事(平成26年度通常工事)から適用する。(平成25年度補正工事は対象外)

◆今後、工種、ランクの拡大を進める。



# 雇用改善コーナー

中小企業事業主団体の皆さまへ

## 1. 「労働時間等設定改善推進助成金」のご案内

～ 事業主団体傘下の中小企業事業主が、年次有給休暇の取得促進、所定外労働時間の削減、その他労働時間等の設定の改善※1などに意欲的に取り組む場合に団体への支援を行います ～



「若い人材、有能な人材が集まらない」  
「雇った人がすぐ辞めてしまう」  
「活力ある職場にしたい」

事業主のこのようなお悩み、もしかしたら、社員の仕事と生活のバランスが崩れているのかもしれない。

**働きやすい職場づくり、みんなで、はじめてみませんか？**

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

### 対象団体

傘下の事業主全体の2分の1以上が中小企業であり、労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成や啓発などの事業を効果的かつ適正に実施できる団体

### 助成内容

#### 1. 支給対象となる事業

支給対象となる事業は、「労働時間等見直しガイドライン」※2に定められた、時間等の設定の改善のための取り組み事項について、傘下の事業主における取り組みを推進するために団体が行う、次のアからキの事業です。

|    |                                                       |
|----|-------------------------------------------------------|
| ☆ア | 方針策定等の事業                                              |
| ☆イ | 好事例の収集、普及啓発の事業                                        |
| ウ  | セミナーの開催の事業                                            |
| ☆エ | 巡回指導等の事業                                              |
| オ  | 重点的な指導が必要な事業場に対する個別指導の事業                              |
| カ  | 労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整の事業                            |
| キ  | その他、労働時間等見直しガイドラインに定められた事項を推進するために必要と認められる事業          |
|    | ◆事業を円滑に実施するための中心的な役割を担う「労働時間等設定改善推進員」を団体に配置することができます。 |



☆・・・必須の事業

※2 労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）とは、事業主などが労働時間等の設定を改善するに当たって、適切に対処するために必要な事項を定めたものです。



厚生労働省・都道府県労働局

## 2. 取り組み事項と成果目標

団体は、傘下の事業主が実施する必須の取り組み事項のうち2つの成果目標を設定し、その目標の達成に向けて事業を実施します。

### (1) 必須の取り組み事項

|   |                                         |
|---|-----------------------------------------|
| ア | 実施体制の整備(労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置など) |
| イ | 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備                      |
| ウ | 所定外労働時間の削減                              |

### ○ 成果目標(2つ)の設定

|      |                                                                                                                                           |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成果目標 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●傘下の事業主の労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を1日以上増加させる</li> <li>●傘下の事業主の労働者1人当たりの月間平均所定外労働時間数を1時間以上削減させる</li> </ul> |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### (2) 任意の取り組み事項

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア | 労働者の抱える多様な事情および業務の態様に対応した労働時間等の設定                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| イ | 労働時間の管理の適正化                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ウ | ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| エ | <p>特に配慮を必要とする労働者についての取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者についての取り組み</li> <li>・子の養育または家族の介護を行う労働者についての取り組み</li> <li>・妊娠中及び出産後の女性労働者についての取り組み</li> <li>・単身赴任者についての取り組み</li> <li>・自発的な職業能力開発を図る労働者についての取り組み</li> <li>・地域活動等を行う労働者についての取り組み</li> <li>・その他特に配慮を必要とする労働者についての取り組み</li> </ul> |



## 3. 支給額 ～事業の実施に要した経費の一部を、目標達成の状況に応じて支給します

| 対象経費                                    | 助成額                           | 成果目標の達成状況 | 補助率 |
|-----------------------------------------|-------------------------------|-----------|-----|
| 謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、消耗品費、委託費 | 対象経費の合計額<br>(上限400万円)<br>×補助率 | 2つともに達成   | 3/3 |
|                                         |                               | どちらか一方を達成 | 2/3 |
|                                         |                               | どちらも未達成   | 1/3 |

### 利用の流れ



### お問い合わせ先

都道府県労働局労働基準部監督課または労働時間課

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

(H26.4)

## 雇用改善

中小企業事業主の皆さまへ

## 2.

# 「職場意識改善助成金」のご案内 (職場環境改善・改善基盤整備コース)

「労働時間等の設定の改善」※により、職場の士気を高めたり、仕事と生活の調和に取り組む中小企業事業主を支援します



- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい
- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい

助成額の増額、助成対象の拡充、申請期間の延長などで、  
利用しやすくなりました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

## 対象事業主

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が9日未満または月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

## 中小企業事業主の範囲→

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

| 業種          | A. 資本または出資額 | B. 常時雇用する労働者 |
|-------------|-------------|--------------|
| 小売業(飲食店を含む) | 5,000万円以下   | 50人以下        |
| サービス業       | 5,000万円以下   | 100人以下       |
| 卸売業         | 1億円以下       | 100人以下       |
| その他の業種      | 3億円以下       | 300人以下       |

## 助成内容

## 1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング  
(社会保険労務士、中小企業診断士など)
- 就業規則・労使協定等の作成・変更  
(計画的付与制度の導入など)

- 労務管理用ソフトウェア
- 労務管理用機器(※1)
- デジタル式運行記録計(デジタコ)
- テレワーク用通信機器(※1)
- 労働能率の増進に資する設備・機器等(拡充)  
(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車  
リフトなど)(※2)

などの  
導入・更新

(※1) パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

(※2) 裏面5の要件を満たした場合のみ、支給対象となります。

## 2. 成果目標の設定 ～具体的な数値目標の達成を目指してください

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

| 目的            | 成果目標                                  | 備考                                                     |
|---------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| a 年次有給休暇の取得促進 | 労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を1日以上増加させる | 年次有給休暇の年間平均付与日数と年休取得日数の差が1日未満の場合は、日数にかかわらず年休取得日数を増加させる |
| b 所定外労働の削減    | 労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を1時間以上削減させる | 所定外労働時間数が1時間未満の場合は、時間数にかかわらず所定外労働時間数を削減させる             |



厚生労働省・都道府県労働局

### 3. 成果目標等の評価期間 ～評価期間が6か月から3か月に短縮されました

2の成果目標及び5の要件の実績評価期間は、事業実施期間中（平成27年1月末日まで）の3か月を自主的に設定してください。

### 4. 支給額 ～1の取組の実施に要した経費の一部を、2の目標達成状況に応じて支給します

| 対象経費                                                 | 助成額                            |
|------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、消耗品費、委託費 | 対象経費の合計額×補助率<br>※上限額を超える場合は上限額 |

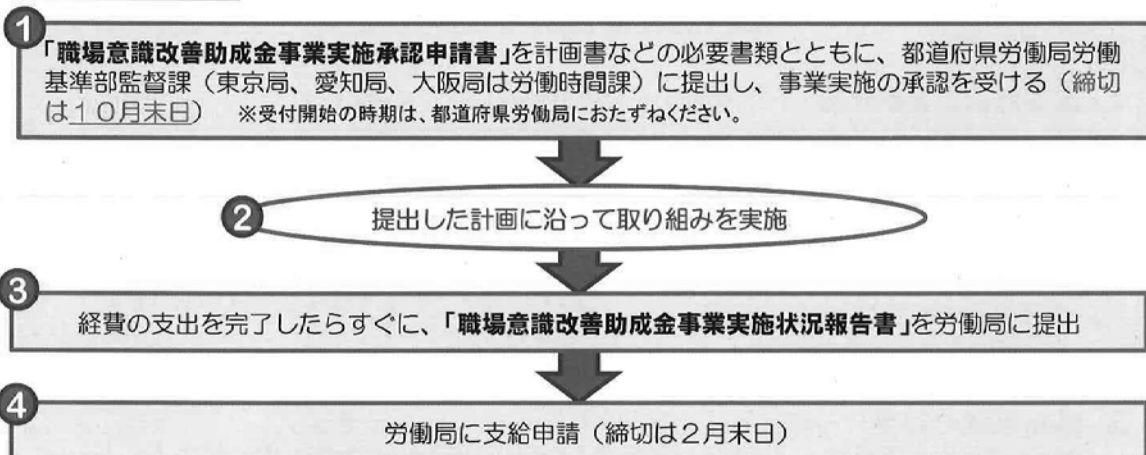
| 成果目標の達成状況 | a、bともに達成 | どちらか一方を達成 | どちらも未達成 |
|-----------|----------|-----------|---------|
| 補助率       | 3/4      | 5/8       | 1/2     |
| 上限額       | 80万円     | 66万円      | 53万円    |

### 5. 労働能率の増進に資する機器等に係る支給要件

※ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取組は、以下の全ての要件を満たさなかった場合、支給されません。

| 目的            | 要件                                    | 備考                                                     |
|---------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| a 年次有給休暇の取得促進 | 労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数（年休取得日数）を4日以上増加させる | 年次有給休暇の年間平均付与日数と年休取得日数の差が4日未満の場合は、年休取得日数を年休付与日数まで増加させる |
| b 所定外労働の削減    | 労働者の月間平均所定外労働時間数（所定外労働時間数）を5時間以上削減させる | 所定外労働時間数が5時間未満の場合は、所定外労働時間数を0まで削減させる                   |

#### 利用の流れ



#### お問い合わせ先

都道府県労働局労働基準部監督課または労働時間課

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

(H26.4)

# 事業協同組合



## 地域建設業経営強化融資制度について

(平成26年4月1日より実施期間、助成金利が変わります。)

### 1. 制度概要

- ・工事未完成部分を含む債権譲渡契約（国から1.1%を上限に貸付金利の助成）。
- ・新制度において工事未完成部分は、保証事業会社が債務保証を行う。

### 2. 制度実施期間

- ・平成27年3月末までの時限措置として実施。

### 3. 対象となる建設企業

- ・公共工事を受注・施工している中小・中堅建設企業

### 4. 対象となる工事

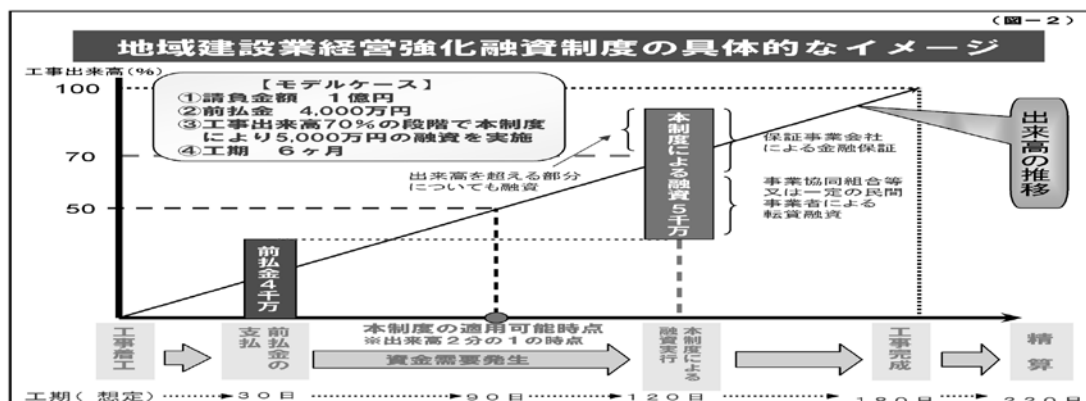
- ・国、地方公共団体等の発注する工事を対象。  
※ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とする。
- ・当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと発注者が認めた日以降。
- ・保証事業会社による金融保証（出来高を超える部分、未完成部分）を受ける時は、前払金の支払を受けた工事対象。（金融保証（出来高を超える部分）を受けとらない時は、前払金を受け取らなくても可）

### 5. 事務手続き等

- ・窓口……………宮崎県建設事業協同組合
- ・貸付金利……………2.2% ～ 2.85%（※未完成部分は別途金利必要）
- ・事務手数料……………0.07% ～ 0.15%（※未完成部分は別途手数料必要）
- ・契約書類……………地域建設業経営強化融資専用債権譲渡契約用紙

事務の流れ（注意 手続き申請には、余裕をもっておこなってください）

- ① 地域建設業経営強化融資用契約用紙（債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書1枚）に必要事項を書き込み、合計2枚を組合へ送付。  
（注意 書き込み時には、印鑑押印、印紙貼り付けはしないでください。）
- ② 組合にて内容確認後、組合印鑑を押印し、合計6枚を返送。  
（債権譲渡契約証書3枚、債権譲渡契約依頼書3枚、発注者控1枚毎、組合控1枚毎、企業控1枚毎）
- ③ 返送された書類に、印鑑を押印、印紙を貼り付け。
- ④ 発注者へ申請。（債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書3枚を提出）
- ⑤ 借入時に組合へ提出。（債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書1枚を提出）  
（注意 融資申込み時の借入申込書等の書類は現状書式）



## 地域建設業強化融資制度に係る融資額と工事残代金の精算(モデルケース)

【前提条件】 ①請負金額1億円 ②前払金4,000万円 ③工事出来高70% ④契約保証金1,000万円  
⑤債権譲渡額6,000万円

●融資可能額の計算例 ※一般的な計算例であり、実際の算定方法は組合等によって異なります。

## ●事業協同組合等による転貸融資額

①請負金額×③出来高-②前払金-④契約保証金  
融資金額 1,800万円 (1億円×70%-4,000万円-1,000万円)×90%(掛目)

## ●保証事業会社の金融保証による融資額 (最大限に融資を受けた場合)

①請負金額-②前払金-④契約保証金-事業協同組合等による融資金額  
融資金額 3,200万円 (1億円-4,000万円-1,000万円-1,800万円)

※  
最大融資  
可能額

5,000万円

## ●工事完成の場合の工事残代金の精算

A 工事残代金額 6,000万円(1億円-4,000万円)

B 違約金充当額 0円

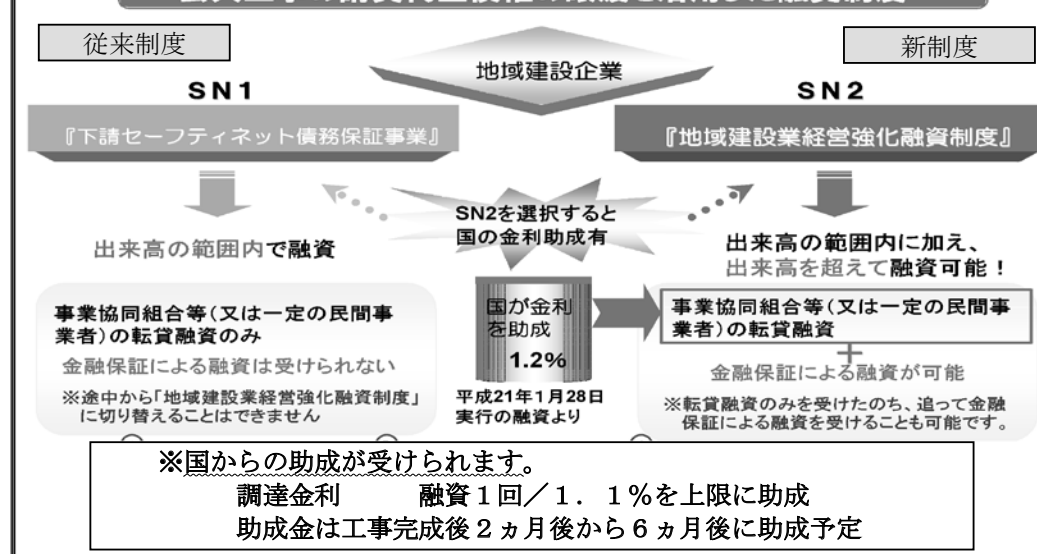
- ①発注者による協同組合等への支払金額 6,000万円(A-B)
- ②事業協同組合等による組合融資への充当額 1,800万円
- ③事業協同組合等による保証会社への支払額 4,200万円(①-②)
- ④保証事業会社による銀行への返済額 3,200万円
- ⑤保証事業会社から建設企業への支払金額 1,000万円

注1:実際の融資額は、工事の出来高、保証会社の審査、融資を行う金融機関の対応等により異なります。

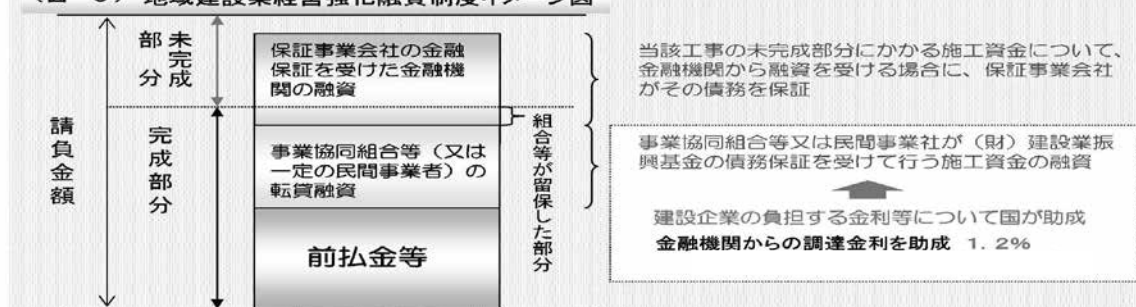
注2:融資にあたっては金融機関に支払う借入金利のほか、事業協同組合等や保証事業会社に支払う保証料等が必要になります。

注3:保証事業会社の保証料は日歩3厘(年利換算1.095%)となります。

## 公共工事の請負代金債権の譲渡を活用した融資制度



(図-3) 地域建設業経営強化融資制度イメージ図



※ 平成26年3月末までは、助成金利1.2%適用

# 技士会

## 1. 平成26年度 1級土木施工管理技術検定 「学科試験」の合格発表

平成26年7月6日（日）に1級土木施工管理技術検定「学科試験」が実施され、その結果が8月20日（水）に発表されました。各試験地における合格者数等は表のとおりで、合格者番号は、（一財）全国建設研修センターのホームページに掲載されております。

昨年の合格率の全国平均は60%でしたが、今年は58,5%と昨年より1,5ポイント下回りました。

●学科試験実施状況：（平成26年7月6日実施 全国13地区28会場）

| 試験地 | 出席者数   | 合格者数   | 合格率（%） |
|-----|--------|--------|--------|
| 札幌  | 1,372  | 778    | 56,7   |
| 釧路  | 315    | 148    | 47,0   |
| 青森  | 632    | 398    | 63,0   |
| 仙台  | 2,728  | 1,678  | 61,5   |
| 東京  | 9,076  | 5,322  | 58,6   |
| 新潟  | 1,348  | 812    | 60,2   |
| 名古屋 | 3,704  | 2,222  | 60,0   |
| 大阪  | 5,011  | 2,789  | 55,7   |
| 岡山  | 1,056  | 614    | 58,1   |
| 広島  | 1,180  | 723    | 61,3   |
| 高松  | 1,226  | 768    | 62,6   |
| 福岡  | 4,746  | 2,767  | 58,3   |
| 那覇  | 736    | 370    | 50,3   |
| 計   | 33,130 | 19,389 | 58,5   |

## 2. 平成26年度 2級土木施工管理技術検定試験 「実力テスト」受験準備講習会（ご案内）

### 【CPDS認定講習会】

最近の建設工事は、規模も構造も大型化し、建設技術の進歩等で工事内容が多様化、複雑化しています。また、営業所における専任技術者及び工事現場における主任技術者を確保するには、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切な事であります。

建設産業は厳しい状況にありますが、技術者の高齢化等で人材育成は喫緊の課題であり、優秀な人材の確保、育成に積極的に取り組む必要があります。建設事業に携わる技術者はいついかなる厳しい時代がやってきても、技術を常に磨き自己研鑽・自己啓発に努め、能力を十分蓄え、自信をもち対応していただきたいと思っております。

それには「国家資格」を取得されることが大切であります。2級土木施工管理技術検定試験は10月26日（日）に実施されます。つきましては、2級土木施工管理技士の資格取得の合格率をアップするため「実力テスト」を次のとおり計画いたしましたのでご参加いただきますようご案内申し上げます。

| 2級 実力テスト （2日間） |                            |  |
|----------------|----------------------------|--|
| 日 時            | 平成26年9月17日（水）～ 9月18日（木）    |  |
| 場 所            | 宮崎県建設会館（宮崎市橘通東2丁目9番19号）    |  |
| 問い合わせ          | 宮崎県土木施工管理技士会（0985-31-4696） |  |

### 3. 「監理技術者講習」のご案内

平成26年度第2回目の監理技術者講習を、平成26年8月4日（月）に「宮崎県建設会館」で開催し、46名が受講されました。

平成26年度の「監理技術者講習」の今後の日程についてお知らせします。

下記のとおり、今年度はあと1回です。有効期限は、講習修了後5年です。更新時期にきている方は受講してください。

| 日 程            | 会 場     |
|----------------|---------|
| 平成26年11月14日（金） | 宮崎県建設会館 |

※ お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会（TEL 0985-31-4696）

監理技術者講習については、ご案内のとおり、制度のあり方等が検討されていますが、現行の建設業法では必要となっており、公共工事の監理技術者は、監理技術者資格者証と講習修了証の2枚のカードが必要となり、現場に携帯しなければなりません。

#### 監理技術者とは、

発注者から直接、工事を受注し、そのうち、総額3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合(土木)は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

### 4. 平成26年度 JCMセミナー（特別講習会）のご案内 《CPDS 認定講習7ユニット》

今年も「JCM特別セミナー」を開催します。講師は、昨年同様、ハタコンサルタント(株)の降旗 達生氏で、今回のテーマは「原価低減実践セミナー」で少人数による演習形式となっております。申込みは全国技士会連合会(JCM)のホームページのJCMセミナー（演習タイプの講習会）から行ってください。

#### 研修名 「原価低減実践セミナー」

##### 内 容

- 1 原価低減5つのポイント
- 2 ポイント1：旗を立てよ（原価低減目標の設定）
- 3 ポイント2：行き方を変えよ（VE手法の活用）
- 4 ポイント3：ムダを省け（施工ロスの削減）
- 5 ポイント4：マイルストーンで改善せよ（原価中間チェック手法）
- 6 ポイント5：来た道を振り返れ（原価データの整理と活用）

**日 時** 平成26年10月28日（火） 9：30 ～ 17：00

**場 所** 宮崎県建設会館

**参加費** 会員 5,000円 非会員 20,000円

**定 員** 30名

**申込み** 全国技士会のホームページ（<http://www.ejcm.or.jp/>）

## 5. 「おやじの日」 現場見学会を開催しました

平成26年8月2日（土）に、おやじの日現場見学会が宮崎地区、延岡地区で開催され、親子など90名ほどが参加しました。この見学会は、建設会社の社員、発注者、協力会社の身近な家族に間近で実際の仕事場での父親（おやじ）の働く姿を見てもらうことにより、子供達に土木工事の理解を深めて貰うと共にもっと父親（おやじ）の仕事を知ってもらうことを目的に、国土交通省九州地方整備局、（一社）宮崎県建設業協会、宮崎県土木施工管理技士会が地区協会の協力を得て開催しました。

### 開催状況

#### 1) 宮崎地区

場 所：日南市北郷町猪八重 東九州道 橋梁上部工、下部工

参加者：大人 20名 子供・小学生・中学生など 19名 合計 12家族 39名

#### 2) 延岡地区

場 所：北川地区国道10号長井トンネル

参加者：大人 25名 子供・小学生・中学生など 27名 合計 19家族 51名



宮崎地区の現場見学会



延岡地区の現場見学会



# 建退共



## 1. 地区別の事務担当者研修会を開催します

○ 9月17日（水）串間地区（串間市建設業協会）

※契約事業所へは、ハガキで直接ご案内します。

※当日は、建退共制度のメリット、各種手続きや建設共済の説明、様式、現場ステッカー、制度創設50周年記念品を配布します。



## 2. 建退共事業加入・履行証明書の発行について

建設業退職金共済（建退共）事業の『加入・履行証明書』は、「経営事項審査申請用」と「入札参加資格申請用（指名願）」があり、証明書は、申請者である建退共事業加入の事業主が制度を適正に実施していることを確認して発行します。

### \* 建退共制度の適正な実施とは

公共工事・民間工事を問わず、事業主が、建設現場で働く労働者の働いた日数に応じて必要な共済証紙を購入して共済手帳に貼付し、手帳が満了になったら更新していること。

#### 【加入・履行証明手続きに必要なもの】

##### ◎ 経営事項審査申請用（労働福祉向上の一つとして加点評価の対象）

###### 1. 加入・履行証明願

宮崎県支部の様式（申請書）を使用してください。

（各地区の建設業協会にもあります。ダウンロードした様式では受け付けていません。）

2枚複写になっています。2枚とも申請者欄に押印してください。

###### 2. 共済手帳受払簿の原本

前年分（支部の受付印のあるもの）の続きに記入してください。

###### 3. 共済証紙受払簿の原本

決算期ごとに記入してください。

###### 4. 決算期間内に購入した掛金収納書のコピー

###### 5. 元請又は下請で建退共証紙の受渡しがある場合は、受領書等のコピー

###### 6. 手数料200円

〈郵送で申請する場合〉

手数料200円分として、郵便局の定額小為替200円を同封してください。

###### 7. 返信用封筒A4サイズ

返信先の会社の住所を記入し、140円切手を貼付してください。

##### ◎ 入札参加資格申請用（指名願）

###### 1. 証明願

2枚複写になっています。2枚とも申請者欄に押印してください。

###### 2. 最近3か月間の掛金収納書のコピー

###### 3. 元請からの建退共証紙の受渡しがある場合は、受領書等のコピー

###### 4. 手数料200円

〈郵送で申請する場合〉

手数料200円分として、郵便局の定額小為替200円を同封してください。

返信先の会社の住所を記入し、82円切手を貼付してください。

### 《ご注意》

証明願に必要事項が記入されていなかったり、上記の必要書類の添付がなく、また、手帳の更新が適正に行われていない場合は、証明書が発行できませんのでご注意ください。

また、証明書の内容確認に時間がかかりますので、証明願は日数に余裕を持って提出してください。書類の不備等で連絡がつかない場合は、返送することもありますのでご了承ください。

### 3. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）

| 区分<br>月別 | 共 済<br>契約者数 | 被共済者数       |
|----------|-------------|-------------|
| 6月末計     | 社<br>2,853  | 名<br>48,269 |
| 加 入      | 6           | 120         |
| 脱 退      | 13          | 130         |
| 7月末計     | 2,846       | 48,259      |

| 区分<br>月別       | 手帳更新<br>状 況  | 退職金支給状況     |                  | 掛金収納状況<br>(6月の状況) |
|----------------|--------------|-------------|------------------|-------------------|
| 前年度まで<br>の 累 計 | 冊<br>408,692 | 件<br>46,358 | 千円<br>28,007,936 | 千円<br>113,928,163 |
| 当 月 分          | 780          | 132         | 90,658           | 75,426            |
| 26 年度分         | 3,146        | 440         | 348,576          | 166,888           |
| 累 計            | 411,838      | 46,798      | 28,356,512       | 114,095,051       |

## 厚生年金基金

### 事業概況（7月分）

#### 1. 適 用

（平成26年7月末現在）

| 設立事業所数 | 加 入 員 数 |     |       |
|--------|---------|-----|-------|
|        | 男       | 女   | 計     |
| 297    | 3,396   | 515 | 3,911 |

#### 2. 給 付

（1）老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成26年度）

（金額：円）

|                             |       | 当 月 分 |            | 年 度 累 計 |             |
|-----------------------------|-------|-------|------------|---------|-------------|
|                             |       | 件数    | 金 額        | 件数      | 金 額         |
| 退職年金                        | 新規裁定  | 41    | 12,070,000 | 90      | 26,359,500  |
|                             | 失 権 者 | 12    | 1,658,200  | 34      | 4,802,800   |
| 選 択 一 時 金                   |       | 9     | 6,047,800  | 390     | 249,095,000 |
| 脱 退 一 時 金<br>(企業年金連合会移換を含む) |       | 27    | 3,945,700  | 112     | 18,986,200  |
| 遺 族 一 時 金                   |       | 0     | 0          | 0       | 0           |

（2）年金受給権者数

（金額：円）

| 件数    | 年 金 額         | 内 訳   |               |      |            |      |            |
|-------|---------------|-------|---------------|------|------------|------|------------|
|       |               | 全額支給  |               | 一部支給 |            | 全額停止 |            |
|       |               | 件数    | 年 金 額         | 件数   | 年 金 額      | 件数   | 年 金 額      |
| 6,069 | 1,318,955,100 | 5,970 | 1,264,194,800 | 31   | 18,131,700 | 68   | 36,628,600 |

#### 3. 保有資産（時価）

|          |                  |
|----------|------------------|
| 年金給付等積立金 | 16,633,773,995 円 |
|----------|------------------|

# 建災防



## 1. 平成26年度（第65回）全国労働衛生週間について

本 週 間 / 10月1日～10月 7日

準備期間 / 9月1日～ 9月30日

<スローガン>

### 「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度で第65回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康保持増進等に大きな役割を果たしてきたところです。

本県における業務上疾病による被災者数は4年連続増加しており、昨年は131人と前年と比べ33.6%増加しました。一方、一般的健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は高水準で推移しており、平成25年は50.7%に上っています。

さらに、本県における平成25年の自殺者数は前年から減少して300人を下回りましたが、自殺者の内約3割が被雇用者・勤め人であること、また、仕事や職業生活に関する不安・悩み・ストレス等を感じる労働者の割合も6割を超えることから等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組は依然として重要な課題となっています。

一昨年に判明した印刷事業場における胆管がんの事案から、化学物質による健康障害等の防止のため、印刷事業場に限らず、化学物質を取り扱うすべての事業場において、安全データシート(SDS)等を通じて入手した危険有害性の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施等、職場における自律的な化学物質管理の徹底が改めて課題となっています。

また、平成25年度を初年度とした5か年を計画期間とする第12次労働災害防止計画が実施されており、重点とする健康確保・職業性疾病対策として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、さらなる健康確保対策等の推進に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取組み、健康を確保する必要があります。

このような観点から、本年度は、

### 「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」

をスローガンとして9月1日から9月30日までを準備期間とし、10月1日から10月7日までを本週間として実施されます。

この全国労働衛生週間を契機として、それぞれの職場で労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう。

## 建災防

## 2. 「鉛作業主任者技能講習」の開催について (宮崎労働局からのお知らせ)

厚生労働省労働基準局安全衛生部より、橋梁等建築物の塗料の剥離等作業について、必要な露防止対策を講じることを内容とする通達が発出されました。

※「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（平成26年5月30日付 基安労発0530第2号外）

これを受けて、本県において昭和63年6月以降開催のなかった「鉛作業主任者技能講習」が26年ぶりに、下記のとおり開催されることになりました。

この機会に、塗装工事を行う建設業の事業者をはじめ、製造業等で鉛業務を行う事業者は、関係労働者の中から「鉛作業主任者」の育成を図っていただくようご案内申し上げます。

- 1 開催日 平成26年10月18日(土)・19日(日)
- 2 開催場所 宮崎県トラック協会(宮崎市恒久1丁目7-21)
- 3 実施機関 公益社団法人 宮崎労働基準協会 TEL 0985(25)1853

※受講申込み等については、実施機関に直接お問い合わせ下さい。

## 3. 「建設業職長等指導力向上教育研修会」の開催について

建設業においては、技能労働者等の不足が顕著になっており、これらの人材不足に対応した労働災害防止対策として、作業方法や部下の教育・指導など、職長等が建設現場の安全衛生管理に果たす役割は大きなものとなっています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では委託事業として「建設業職長等指導力向上事業」を実施することとし、全国各地で研修会を開催しています。本県では下記により開催されますのでこの機会に受講されますようご案内いたします。

- 1 受講対象者 職長として職務に就いて概ね5年以上経過した方、又はそれに準じた方
- 2 受講料 無料(厚生労働省の委託事業ですので、受講料、テキスト代等は無料です。)
- 3 開催日 平成26年11月26日(水)(受講時間 5時間40分)
- 4 開催場所 宮崎県建設会館 5階会議室(宮崎市橘通東2-9-19)

※ 建災防 宮崎県支部では、受講申込みの受付は行っておりませんので、受講希望の方は、下記の実施機関まで直接お問い合わせ下さい。

(株)建設産業振興センター 職長研修事務局 TEL 03(5408)1881

## 4. 平成26度宮崎県産業安全衛生大会の開催について

県内の各事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く安全意識の高揚を図ることを目的として、「宮崎県産業安全衛生大会」が11月6日（木）に佐土原総合文化センターで開催されます。労働災害防止の重要性についての認識をさらに深め、安全衛生活動の着実な実行を図るために、多数の関係各位の方々にご参加いただくようご案内いたします。

安心安全な職場づくりを目指して

# 宮崎県産業安全衛生大会

参加無料

平成26年 **11.6** [木]  
13:30～16:00

宮崎市佐土原  
総合文化センター  
TEL(0985)72-2998  
宮崎市佐土原町下田島20527-4

至新富

至市街地

至新富

**大会開催の目的**

企業においては、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く安全意識の高揚と安全活動の定着を図ってきましたが、今なお労働災害の件数は高い水準にあります。

職場の安全を確保し労働災害の減少を図るためには、経営トップが率先して安全に対する意識や取り組みを再度確認し、危険性又は有害性等の調査とその結果に基づくリスク低減措置を講じるなど安全衛生管理活動の充実・強化を図る必要があります。

そのため事業者、労働者が一体となって、労働災害防止の重要性を深く認識し、職場での着実な安全衛生活動の実行を図ることを目指します。

**講演**  
**職場における健康維持について**  
受動喫煙の健康影響など

宮崎大学医学部  
社会医学講座  
公衆衛生学分野  
助教  
**竹内 昌平 氏**

**健康相談コーナー**  
医師・看護師・保健師が相談に応じます

**抽選会**  
安全衛生グッズなどが当たるお楽しみに！

**主催 宮崎県労働災害防止団体等連絡協議会**

■宮崎労働基準協会 ■建設業労働災害防止協会 ■林業・木材製造業労働災害防止協会 ■陸上貨物運送事業労働災害防止協会

■建設荷役車両安全技術協会 ■宮崎産業保健総合支援センター

共催 全国労働基準関係団体連合会

後援 宮崎労働局・管下労働基準監督署、宮崎県、宮崎市、連合宮崎、宮崎県労連、宮崎県経営者協会、宮崎県商工会議所連合会、宮崎県商工会連合会、宮崎県中小企業団体中央会

お問い合わせ ◆ 宮崎労働基準協会 TEL(0985)25-1853

## 建災防 ■ ■

## 5. 建災防からの安全メッセージ⑨



## 現場の「ルール破り」は叱られて当然！ ～パワハラとならないための叱り方～

宮崎労働局の総合労働相談コーナー（労働局及び各監督署内に設置）に、平成25年度に寄せられた相談のうち、「いじめ・嫌がらせ」の相談が445件で、24年度に引き続き最多でありました。

この「いじめ・嫌がらせ」のほとんどはパワーハラスメントに関するものです。この中には、少し強い口調で叱られただけで「パワハラ」と訴えるような、いわゆる「何でもパワハラ」のような相談も含まれていますが、労働者の権利意識が高まり、パワハラの問題が表面化している状況が見てとれます。

企業は、組織として事業の運営を行っており、その事業活動を行う上で、当然「ルール」が存在し、そのルールに反するような行為を行う社員に対して「叱責（指導）」を行うことは法律上も問題はありません。

特に、ルールを破れば命に関わるおそれのある建設現場では、

### 「ルール破り」は叱られて当然

であり、現場管理者は、現場の「ルール破り」に対しては毅然として叱るべきであります。

事故が起きた後、「あの時、きちんと注意しとけばよかった。」と後悔の言葉が聞かれることはよくあることです。

問題は、その「叱り方」にあります。

ほとんどのパワハラに関する裁判では、パワハラを行ったと訴えられた上司は、「あれは教育・指導のために行ったものでありパワハラではない。」と主張しますが、例え、そうであっても「叱り方」に問題があれば「パワハラ」と認定されています。

「パワハラと判断される叱り方」とは、主に次のようなものであります。

- 威圧的、攻撃的な態度で、人前で、執拗に繰り返し叱る。
- 相手の人格を否定するような言葉を使う。
- 叱責の内容が、業務と関係のない私的なことに及ぶ。

#### ※「へたな叱り方」

「こんなやり方ではダメだ」、「こんな図面では使い物にならん」、「こんなことじゃ事故を起こすぞ」などと「結論」だけを言う叱り方

#### ※「うまい叱り方」

叱責なので、上のような「結論」の言葉が先に出てきたとしても、その後に「なぜダメなのか」、「なぜ使い物にならないのか」、「なぜ事故を起こすのか」その理由を説明する叱り方

# 火薬協会



## 平成26年火薬類による事故（速報）

平成26年1月1日から6月30日現在の火薬類による事故の発生状況は次のとおりです。

### 【Ⅰ】 総括表（取扱・種類別一覧表）

（平成26年6月30日現在）

| 項 目   |           | 事故件数 |    | 死亡者数 |   | 負傷者数    |     |
|-------|-----------|------|----|------|---|---------|-----|
| 取 扱   | 種 類 別     | 件数   | 計  | 人数   | 計 | 人数（重－軽） | 計   |
| 製造中   | 産 業 火 薬   | 1    | 2  | 0    | 0 | 0－0     | 0－1 |
|       | 煙 火       | 0    |    | 0    |   | 0－0     |     |
|       | が ん 具 煙 火 | 1    |    | 0    |   | 0－1     |     |
| 消費中   | 産 業 火 薬   | 0    | 15 | 0    | 0 | 0－0     | 0－3 |
|       | 煙 火       | 11   |    | 0    |   | 0－2     |     |
|       | が ん 具 煙 火 | 4    |    | 0    |   | 0－1     |     |
| 運搬中   | 産 業 火 薬   | 0    | 0  | 0    | 0 | 0－0     | 0－0 |
|       | 煙 火       | 0    |    | 0    |   | 0－0     |     |
|       | が ん 具 煙 火 | 0    |    | 0    |   | 0－0     |     |
| 貯蔵中   | 産 業 火 薬   | 0    | 0  | 0    | 0 | 0－0     | 0－0 |
|       | 煙 火       | 0    |    | 0    |   | 0－0     |     |
|       | が ん 具 煙 火 | 0    |    | 0    |   | 0－0     |     |
| がんろう中 | 産 業 火 薬   | 0    | 0  | 0    | 0 | 0－0     | 0－0 |
|       | 煙 火       | 0    |    | 0    |   | 0－0     |     |
|       | が ん 具 煙 火 | 0    |    | 0    |   | 0－0     |     |
| その他事故 | 産 業 火 薬   | 1    | 1  | 0    | 0 | 0－1     | 0－1 |
|       | 煙 火       | 0    |    | 0    |   | 0－0     |     |
|       | が ん 具 煙 火 | 0    |    | 0    |   | 0－0     |     |
| 合 計   | 産 業 火 薬   | 2    | 18 | 0    | 0 | 0－1     | 0－5 |
|       | 煙 火       | 11   |    | 0    |   | 0－2     |     |
|       | が ん 具 煙 火 | 5    |    | 0    |   | 0－2     |     |

### 【Ⅱ】 事故一覧

#### （産業火薬）

##### ● 製造中

| 番号  | 発生日時          | 発生場所       | 死 | 傷   | 級 | 事 故 概 要                                                                                   |
|-----|---------------|------------|---|-----|---|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 4月3日<br>9:20頃 | 北海道<br>美唄市 | 0 | 0-0 | C | 工業雷管を製造するため、爆粉をプレス機で圧搾していた工業雷管100本すべてが同時に爆発した。プレス機は防爆壁に囲まれた場所に設置されており、作業者は当該防爆壁の外で操作していた。 |
| 合 計 |               | 1件         | 0 | 0-0 |   |                                                                                           |

##### ● その他の事故

| 番号  | 発生日時            | 発生場所       | 死 | 傷   | 級 | 事 故 概 要                                                                                                  |
|-----|-----------------|------------|---|-----|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 3月18日<br>11:00頃 | 高知県<br>土佐市 | 0 | 0-1 | C | 中学2年の理科実験で火薬の製造に関する実験を行っている最中、乳鉢に試料（硝酸カリウム、硫黄、木炭、過塩素酸カリウム、アルミニウム粉末）をかき混ぜたことにより発火し、実験を行っていた女子生徒1名が火傷を負った。 |
| 合 計 |                 | 1件         | 0 | 0-1 |   |                                                                                                          |

# 火薬協会

## (煙火)

### ● 消費中

| 番号  | 発生日時                      | 発生場所         | 死 | 傷   | 級 | 事 故 概 要                                                                                                                                                  |
|-----|---------------------------|--------------|---|-----|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 1月3日<br>20:31頃            | 千葉県<br>浦安市   | 0 | 0-0 | C | テーマパーク敷地内で煙火玉(桃紅ダリア4号玉)を打ち揚げたところ、煙火玉が地上から約30mの低空で開発し、燃焼中の星が打揚花火場裏の植栽帯に落下し、堆積した枯葉が約0.36㎡の範囲で延焼した。                                                         |
| 2   | 1月21日<br>17:45頃           | 長野県<br>飯島町   | 0 | 0-0 | C | 製造業者が4号玉の試験打揚をしたところ、打揚位置から約80mの場所で火災が発生し、山林約30㎡を焼失した。当該煙火打揚の安全距離は40mであった。                                                                                |
| 3   | 2月4日<br>8:15頃             | 北海道<br>小樽市   | 0 | 0-1 | C | ニシン漁の刺し網出漁の作業を終え現場から離脱する際、トドを駆逐するため、操舵室から海上へ轟音玉を投てきしようとしたところ、手を離れた瞬間に操舵室内左側窓付近で爆発した。事故当時、操舵室内には船長である兄と負傷者本人が在室していた。                                      |
| 4   | 2月11日<br>17:00頃           | 島根県<br>大田市   | 0 | 0-0 | C | 2月11日17時頃に、一般市民が黒玉を発見し、大田消防署に通報があった。平成25年7月27日と12月31日に同所付近で花火大会が開催されていたが、いずれも大会終了後、大会関係者が消費場所を調査したが黒玉の発見に至っていない。黒玉の確認を行ったが、どちらの花火大会で打ち揚げられたものか判別がつかなかった。 |
| 5   | 3月15日<br>20:11頃           | 大阪府<br>此花区   | 0 | 0-0 | C | ショーの演出の一環として使用している演出効果用煙火の火花が、煙火設置場所の下方約9mの場所に置いてあったスタントマット1枚に着火し焼損した。                                                                                   |
| 6   | 3月16日<br>12:00頃           | 山梨県<br>甲州市   | 0 | 0-1 |   | 打揚煙火3号玉(信号煙火)を打ち揚げたところ、火の粉と思われる何らかの火源により、打揚付近に置いてあった煙火収納アルミケース内の3号玉が爆発し、打揚従事者が軽傷を負った。                                                                    |
| 7   | 4月5日<br>18:35頃            | 埼玉県<br>嵐山町   | 0 | 0-0 | C | 4号玉単発の消費時に3発のうち1発で筒ばねが発生した。人的、物的被害はなし。打揚筒の打揚火薬装てん不備により、煙火玉の着火線に引火し爆発したものと推定。                                                                             |
| 8   | 4月12日<br>22:00頃<br>22:30頃 | 神奈川県<br>伊勢原市 | 0 | 0-0 | C | 花火大会開始から約45分後(20時頃)に打揚位置から約50mのところで枯草火災が発生し、約250㎡焼損した。待機していた消防により消火活動がなされ、20時22分に鎮火が確認された。その後、22時35分頃消防が見回りしたところ、打揚位置から約40mの所で、再び出火を確認した。約200㎡焼損した。      |
| 9   | 4月26日<br>19:10頃           | 長野県<br>長野市   | 0 | 0-0 | C | 裾花川近くの結婚式場で結婚式の演出に煙火(祝砲)を消費した際、落下した火の粉が河川敷の枯草に着火し、852㎡枯草が焼損した。当該煙火の安全距離30m、事故は正地点は消費場所から3.5mであった。                                                        |
| 10  | 5月4日<br>19:45頃            | 愛知県<br>長久手市  | 0 | 0-0 | C | 打ち揚げた乱玉が不発のまま落下し、地面に落下した際に爆発し、枯草が810㎡焼失した。                                                                                                               |
| 11  | 5月11日<br>14:55頃           | 宮城県<br>白石市   | 0 | 0-0 | C | 猿を追い払う目的で動物駆逐用煙火10本を使用したところ、付近の杉の木に引火し、自宅から二軒隣の納屋、物置、居宅の両隣の一部、付近の雑木林に延焼した。気象状況は、晴れ、東の風3.2m、事故発生地点は消費場所から12mであった。                                         |
| 合 計 |                           | 11件          | 0 | 0-2 |   |                                                                                                                                                          |

# 保証会社



## 1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（7月分）

西日本建設業保証(株)

宮崎支店

### I. 全般の状況

(単位:件、百万円)

|        | 当 月 |       |        |       | 累 計   |       |        |        |
|--------|-----|-------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
|        | 件 数 | 増減率   | 請負金額   | 増減率   | 件 数   | 増減率   | 請負金額   | 増減率    |
| 平成26年度 | 463 | ▲9.2% | 16,038 | 0.6%  | 1,458 | ▲6.2% | 58,516 | ▲13.1% |
| 平成25年度 | 510 | 51.3% | 15,941 | 28.8% | 1,554 | 49.4% | 67,357 | 47.4%  |
| 平成24年度 | 337 | ▲0.9% | 12,376 | 36.7% | 1,040 | 5.5%  | 45,710 | 16.6%  |

### II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

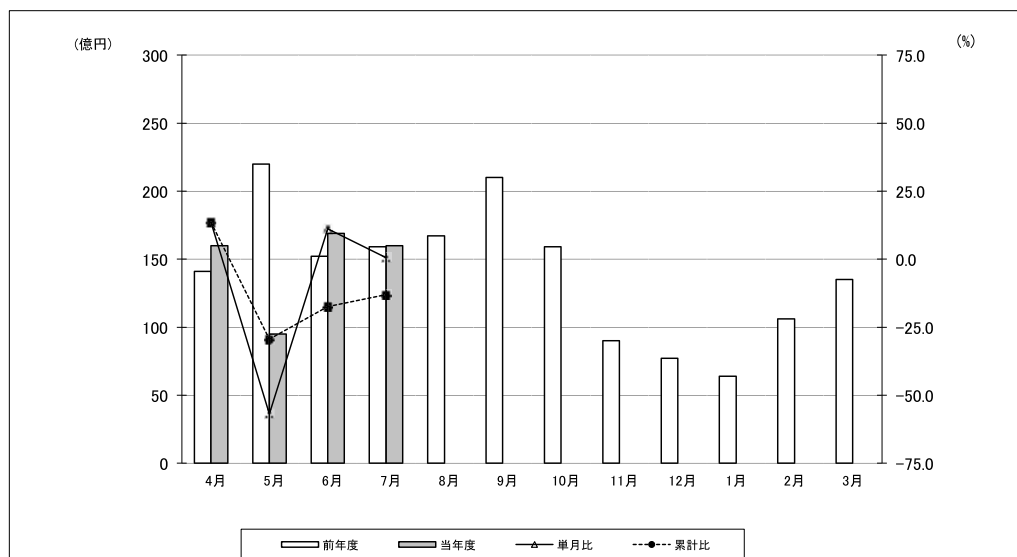
|         | 当 月 |        |        |        | 累 計   |        |        |        |
|---------|-----|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
|         | 件 数 | 増減率    | 請負金額   | 増減率    | 件 数   | 増減率    | 請負金額   | 増減率    |
| 国       | 52  | ▲24.6% | 4,435  | 2.0%   | 141   | ▲30.5% | 15,377 | ▲22.5% |
| 独立行政法人等 | 4   | 100.0% | 451    | ▲28.7% | 12    | ▲58.6% | 1,346  | ▲85.2% |
| 県       | 158 | ▲1.9%  | 5,275  | ▲0.1%  | 583   | 4.9%   | 16,780 | 0.8%   |
| 市町村     | 244 | ▲9.6%  | 5,173  | ▲2.8%  | 711   | ▲5.2%  | 23,364 | 14.3%  |
| その他     | 5   | ▲37.5% | 702    | 96.2%  | 11    | ▲31.2% | 1,648  | 23.6%  |
| 計       | 463 | ▲9.2%  | 16,038 | 0.6%   | 1,458 | ▲6.2%  | 58,516 | ▲13.1% |

### III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

|     | 当 月 |        |        |        | 累 計   |        |        |        |
|-----|-----|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
|     | 件 数 | 増減率    | 請負金額   | 増減率    | 件 数   | 増減率    | 請負金額   | 増減率    |
| 宮 崎 | 107 | ▲7.8%  | 3,450  | ▲13.7% | 284   | ▲7.5%  | 9,975  | ▲28.5% |
| 高 岡 | 13  | 44.4%  | 322    | 17.7%  | 62    | ▲1.6%  | 996    | ▲35.1% |
| 西 都 | 24  | ▲17.2% | 669    | 3.0%   | 102   | 30.8%  | 4,098  | 52.8%  |
| 高 鍋 | 26  | 4.0%   | 1,250  | ▲9.6%  | 77    | ▲6.1%  | 4,087  | ▲9.9%  |
| 日 南 | 31  | ▲16.2% | 1,036  | ▲4.4%  | 97    | ▲3.0%  | 4,189  | ▲18.0% |
| 串 間 | 15  | ▲31.8% | 158    | ▲46.2% | 57    | ▲8.1%  | 1,249  | 1.9%   |
| 都 城 | 66  | 6.5%   | 2,100  | 7.2%   | 188   | 0.0%   | 9,334  | ▲9.0%  |
| 小 林 | 40  | ▲21.6% | 1,896  | ▲11.6% | 137   | ▲15.4% | 4,146  | ▲22.5% |
| 日 向 | 76  | 7.0%   | 2,341  | 4.4%   | 213   | ▲14.1% | 6,021  | ▲50.8% |
| 延 岡 | 34  | ▲34.6% | 2,297  | 94.3%  | 152   | ▲4.4%  | 11,304 | 37.5%  |
| 西臼杵 | 31  | ▲13.9% | 514    | ▲29.6% | 89    | ▲15.2% | 3,111  | 38.8%  |
| 計   | 463 | ▲9.2%  | 16,038 | 0.6%   | 1,458 | ▲6.2%  | 58,516 | ▲13.1% |

### < 月別請負金額(前払保証分) >



## 2. 中間前払金制度のご案内

中間前払金制度とは、建設企業の資金需要への確に対応することを目的として、当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。

### ■ 制度採用発注者

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、新富町、国富町、綾町、木城町、川南町、都農町、門川町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、諸塚村、西米良村、国土交通省、農林水産省など。

### ■ 請求可能時期

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

### ■ 中間前払のメリット

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例：中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

### ■ 保証申込時に必要な書類

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

※ 認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。

中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前金払認定請求書（申請書）」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

## 平成26年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成26年7月末現在）

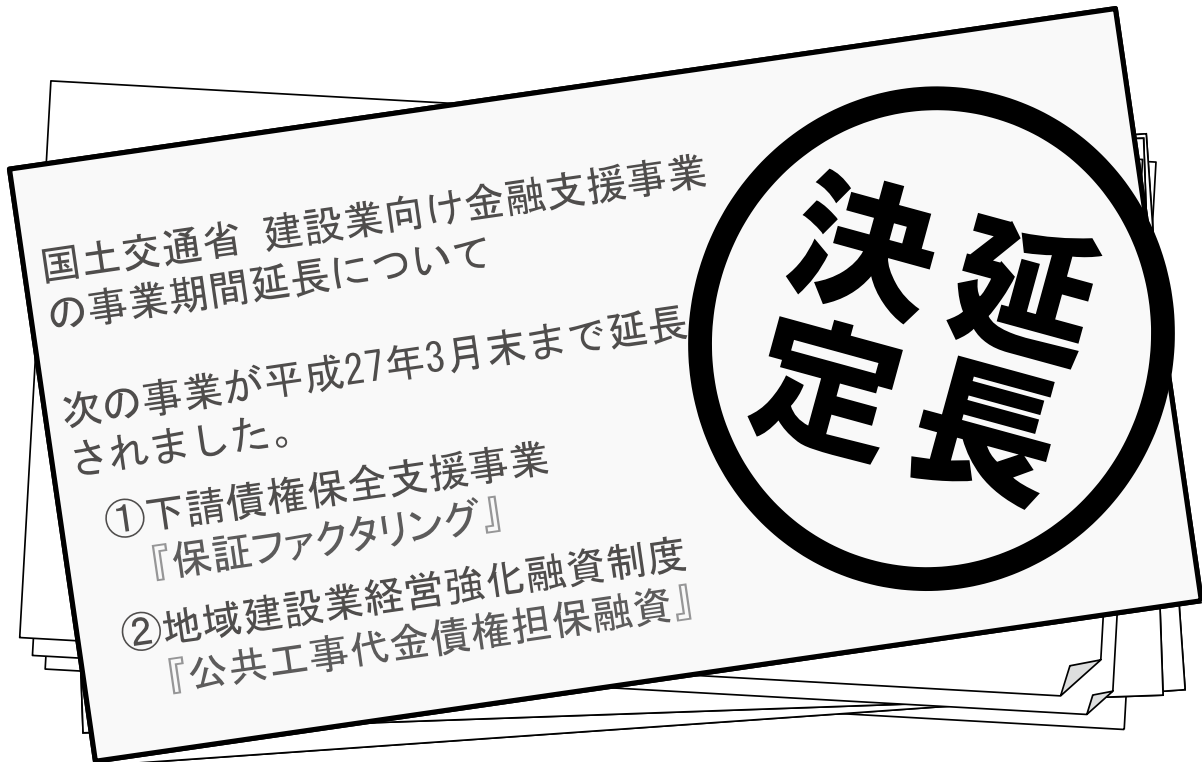
（単位：件、千円）

| 発注者      | 件数 | 請負金額      | 増減率（件数） | 増減率（請負金額） |
|----------|----|-----------|---------|-----------|
| 国土交通省    | 1  | 2,426,515 | <       | <         |
| 宮崎県      | 37 | 1,454,497 | 8.8%    | 33.3%     |
| 宮崎市      | 8  | 475,549   | 0.0%    | 87.5%     |
| 都城市      | 2  | 59,119    | 100.0%  | 473.1%    |
| 延岡市      | 7  | 86,525    | 40.0%   | 3.7%      |
| 宮崎大学     | 1  | 289,656   | <       | <         |
| その他公共的団体 | 2  | 98,218    | <       | <         |
| 計        | 58 | 4,890,081 | 18.4%   | 233.2%    |

● 問い合わせ先：西日本建設業保証（株）宮崎支店 TEL 0985-24-5656 FAX 0985-20-1167

URL <http://www.wjcs.net/>

### 3. 『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』 実施期間延長のお知らせ



(株)建設総合サービス(西日本建設業保証グループ)が実施しております  
『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』の実施期間が更に  
1年間延長(平成27年3月まで)となりました。

保証ファクタリングとは、元請企業からの受取手形や売掛金を保証する制度  
です。(手形保証の場合、オプションで手形買取での資金化にも対応します。)

保証料には国から最大4%の助成が適用されますので、元請企業倒産時の  
焦付防止や取引先拡大時のリスク回避に、ぜひご利用ください。

なお、サービスの詳細につきましては、西日本建設業保証(株)宮崎支店、  
もしくは(株)建設総合サービスへお気軽にお問い合わせ下さい。

#### 株式会社建設総合サービス 金融事業部

〒550-0012 大阪市西区立売堀2-1-2建設交流館

TEL:06-6543-2843 / FAX:06-6543-2849

URL: <http://www.wingbeat.net>

(貸金業登録番号 大阪府知事(3)第12785号)

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL:0985-24-5656

# 試験・講習のご案内

【平成26年9月版】

## 監理技術者講習のご案内

### 宮崎県版

実施会場・実施日 ※宮崎県は、すべての会場が、「テレビ講座」となります。

|                               | 8月    | 9月    | 10月  | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    |
|-------------------------------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (株)宮崎県建設会館<br>宮崎市橋通東2-9-19    | 20(水) | 9(火)  | 8(水) | 12(水) | 10(水) | 14(水) | 18(水) | 11(水) |
| 都城地区建設業協会<br>都城市北原町26街区13号    |       |       | 1(水) |       |       |       | 18(水) |       |
| 小林地区建設業協会<br>小林市細野482         |       | 10(水) |      |       |       |       | 4(水)  |       |
| 日向地区建設業協会<br>日向市中町1番地         | 6(水)  |       |      |       |       |       | 18(水) |       |
| 延岡地区建設業協会<br>延岡市愛宕町2-32       |       |       | 8(水) |       | 3(水)  |       |       |       |
| 高千穂地区建設業協会<br>西臼杵郡高千穂町三田井86-2 |       |       |      |       |       |       | 4(水)  |       |

お申込方法は、「インターネット申込」又は「郵便申込」のいずれかをご選択ください。

**インターネット申込** 2回目以降の基本情報の入力が必要ありません。特に企業申込のご担当者様には大変便利です。

|          |                                                                                                                                                            |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受講料      | 9,500 円                                                                                                                                                    |
| 申込手続き    | ①http://www.fcip-ko.co.jp へアクセス。<br>「建設業振興基金」又は「建設産業振興センター」で検索。<br>②必要情報を画面の指示に従って入力。<br>③支払い手続き完了後、画面の指示に従い、必要書類。<br>(受講票、受講の手引き、講習修了証用写真台紙、封筒書式)をダウンロード。 |
| 受講料の支払   | 支払方法を選択し、画面の指示に従って登録して、支払手続きを完了。<br>・コンビニ<br>・クレジットカード<br>・ペイジー<br>・郵便局代金引換郵便。                                                                             |
| 郵送が必要な書類 | 修了証用写真1枚<br>ダウンロードした講習修了証用写真台紙に規定の写真※を貼付し、<br>講習受付センターへの封筒を使用して、講習日14日前(必着)までに送付。<br>送料は、お客様負担となります。<br>(注意) 講習日14日前(必着)までに到着しない場合、講習会当日に講習修了証は交付出来ません。    |

**郵便申込** 詳しくはお問い合わせ下さい。

|     |          |
|-----|----------|
| 受講料 | 10,000 円 |
|-----|----------|

◇問い合わせ (株)建設産業振興センター  
TEL03-5408-1889

# (公財)建設業福祉共済団からのお知らせ

## 建設共済保険加入促進月間 実施に向けて!!

### 「公益財団の建設共済保険 充実した制度で保険料が安い!!」

共済団は、厚生労働省と国土交通省の両省より「特定保険業」の認可を取得し、平成25年4月1日から、公益財団法人として、従来の共済制度と同様の「建設共済保険」を開始しております。

本年も引続き、建設共済保険制度の安定運営が行えるように一層の普及を図る為、10月1日から11月30日までの2ヶ月間、建設共済保険加入促進月間を実施します。

当制度は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償」から構成される法定外労災補償制度としての機能は勿論、被災者の子供に対する育英奨学金（業務上及び通勤災害により死亡、身体障害・傷病1～3級に該当した者の子を対象）も備えた制度です。

今年度も各都道府県建設業協会と連携の上、建設共済保険の加入促進を図るとともに、すでに建設共済保険に加入している保険契約者に対しては、年間完成工事高契約で補償の対象とならない役員、事務職員、製造業や林業などで働く労働者を補償する関連事業契約への加入を推奨します。

加入促進月間中は、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、説明会の開催、ポスターの掲示、新聞・会報への広告掲載によるPR活動を行います。

#### 《建設共済保険 年間完成工事高契約の概要》

主契約である年間完成工事高契約は、保険契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）に就労する労働者の業務災害または通勤災害を補償する契約です。

経営事項審査において加点評価されることもあり2万4千社を超える事業所が加入しています。まだ、建設共済保険に加入していない事業所の皆さまは、この機会に是非ご検討ください。

#### 《年間完成工事高契約の特長》

- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの保険契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主（保険契約者）への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。



〈共済団ホームページ〉資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(一社) 宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

(公財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

保険料が**安い** 補償が**厚い**  
支払いが**速い**

法定外労災補償制度

# 建設共済**保険**

更にリフレッシュして充実した制度になりました



公益財団法人

**建設業福祉共済団**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

**育英奨学事業** 被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

**取扱機関** (一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19 TEL.0985-22-7171 FAX.0985-23-6798

詳しい情報、保険料試算などのお問い合わせは

**Tel. 03-3591-8451**

**<http://www.kyousaidan.or.jp/>**